

直接協定規定例（公共 融資金融機関通知・調整規定）

第 条（市の通知等）

1. 市は、次の各号に該当する事項が発生したことを知った場合には、銀行団に対し、遅滞なく通知するものとする。
事業契約に基づき、サービス購入料減額の措置を講じる場合
事業契約に基づき、サービス購入料減額の原因となるおそれがあると合理的に判断される事実が発生した場合
2. 市は、事業契約に基づき借入人に対し損害賠償を請求しようとするときは、事前に銀行団に通知し、法令で認められる範囲で必要な情報を提供するものとする。
3. 前2項の場合において、市及び銀行団は、それぞれ相手方に対し、事業継続に向けて両者のとるべき措置について協議を申し入れることができ、この場合には、両者は相互に誠実に協議を行うものとする。

第 条（銀行団の通知等）

1. 銀行団は、以下に例示列挙するような、本件融資契約において本件融資債権の期限の利益を喪失させうる事由が発生した場合、あるいは発生するおそれがあると合理的に判断した場合は、その旨を遅滞なく市に通知するものとする。
各年度における DSCR が 1.20 倍を下回る場合
本件ローンの元本の返済または金利の支払いが遅延した場合
2. 銀行団は、本件融資契約に従い請求、催告、通知等により本件融資債権につき期限の利益を喪失させた場合は、その旨を市に通知するものとする。
3. 前2項の場合において、市及び銀行団は、それぞれ相手方に対し、事業継続に向けて両者のとるべき措置について協議を申し入れることができ、この場合には、両者は相互に誠実に協議を行うものとする。

第 条（事業契約の解除）

1. 市は、事業契約の解除の可能性が生じたと認めるとき若しくは事業契約を解除しようとするときは、遅滞なくその旨を銀行団に通知し、銀行団の要請に応じて法令上可能な範囲で必要な情報を提供するとともに、銀行団が市に協議を申し入れたときには、市は合理的な理由なく協議を拒まないものとする。
2. 市は、事業契約に規定する解除権を行使するに当たっては、解除権が発生した日から日間（以下、「治癒期間」という。）は、銀行団の事前の承諾なく解除権を行使しないものとする。
3. 「治癒期間」において、銀行団は市に対して事業継続に向けた、あるいは、事業契約の解除に関する提案（以下、「治癒期間中の銀行団提案」という。）を提出できるものとする。市は、「治癒期間中の銀行団提案」を受領した場合には、受領してから 日以内にこれに回答するものとする。